

○日進市農林業振興事業補助金交付要綱

昭和58年4月1日
要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日進市内で活動する農林業者、農林業者の組織する団体及び農林業の活性化に資する団体(以下「農林業団体等」という。)が行う農林業振興事業に要する経費について、日進市が予算の範囲内において交付する補助金に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業の内容等)

第2条 この要綱に基づき補助の対象となる事業は、別表第1に掲げる事業とし、この実施に必要な経費のうち補助金交付の対象として市長が認める経費について補助金を交付する。ただし、市税を滞納している者及び日進市暴力団排除条例(平成24年日進市条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が行う事業に要する経費については、補助金を交付しない。

(補助事業の認定申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする農林業団体等は、日進市農林業振興事業認定申請書(第1号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、事業の認定を受けなければならない。ただし、市長があらかじめ認定の申請を省略することができると認めた事業については、この限りでない。

2 市長は、事業認定申請書を受理したときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、その目的及び内容が適当であると認めたときは事業を認定し、申請を行った農林業団体等に日進市農林業振興事業認定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 前条の規定により、事業の認定等を受けた農林業団体等が、補助金の交付申請をしようとするときは、日進市農林業振興事業補助金交付申請書(前条第2項)の規定による認定通知書を受けた事業にあっては第3号様式、前条第1項の規定により認定申請の省略を認められた事業にあっては第4号様式により、次の各号に掲げる書類を添えて、別途定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第5号様式)
- (2) 事業収支予算(第6号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、事業の目的及び内容が適当であると認めたときは、補助金交付を決定し、補助金の交付申請農林業団体等に日進市農林業振興事業補助金交付決定書(第7号様式)により通知するものとする。

2 前項の決定について、市長は、補助金交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の決定を受けた農林業団体等(以下「補助事業者」という。)は、決定通知を受けた日から15日以内に日進市農林業振興事業補助金交付申請取下げ届出書(第8号様式)により、市長に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により、補助事業者から申請の取下げの申出があったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業の着手届)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)に着手したときは、速やかに事業着手届(第9号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長があらかじめ事業着手届の提出を特に必要ないと認めた補助事業についてはこの限りでない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定後補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止又は廃止しようとする日の15日前までに日進市農林業振興事業補助金交付決定事業中止(廃止)承認申請書(第10号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助決定事業の中止又は廃止を承認したときは、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

(補助事業の内容変更)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後やむを得ない理由により補助事業について次の各号に掲げ

る内容を変更しようとするときは、速やかに日進市農林業振興事業変更承認申請書(第11号様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 市長の認定を受けた補助事業の重要な事業の実施方法、実施時期の変更
 - (2) 補助金交付決定額の算定に対象となった補助対象事業費の各事業費について、20パーセント以上の増減をしようとする場合
 - (3) 補助対象事業費の総額について増減しようとする場合
- 2 市長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、日進市農林業振興事業補助金変更交付決定書(第11号様式の2)により通知するものとする。
(予定期間に完了しないとき等の報告及び指示)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(事業の完了届)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了後速やかに事業完了届(第12号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長があらかじめ事業完了届の提出を特に必要がないと認めた補助事業については、この限りではない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、年度末又は補助事業が完了の日から起算して20日を経過した日のいずれか早い期日までに補助事業の成果を記載した日進市農林業振興事業実績報告書(第13号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助事業の性質上、上記の期日までに実績報告書の提出が困難であると市長が認めたものについては、提出期日を翌年度の4月30日まで延期することができる。

- (1) 事業実績書(第14号様式)
- (2) 事業収支精算書(第15号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第12条の2 市長は、前項の規定により報告があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、補助金の額を確定し、日進市農林業振興事業補助金額確定通知書(第15号様式の2)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、補助事業完了の確認後、補助事業者から日進市農林業振興事業補助金支払請求書(第16号様式)の提出があった日から30日以内に交付する。ただし、市長が特に必要と認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払い又は前金払いにより交付することができる。

(検査等)

第14条 市長は、補助事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は実地に検査することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付決定に付した条件、又は市長の処分に違反したとき。
 - (2) この要綱により提出する書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関して不正の行為があったとき。
 - (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (4) 第9条第1項第3号の規定により補助対象事業費の総額を減額したことにより、補助金交付決定額が別表に定める補助対象事業費に補助率を乗じて得た額を超えるとき。
 - (5) 当該年度内に補助事業の全体の完了見込みがないとき。
 - (6) 補助金の運用又は補助事業の執行方法について、市長が特に不適当であると認めたとき。
- 2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、補助金交付決定後、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更させることができる。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(取得価格又は効用の増加価格が単価30万円未満の備品又は1件30万円未満の設備を除く。)を市長の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令15号。以下「大蔵省令」という。)に定められ

ている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については市長が別に定める期間)を経過した場合はこの限りではない。

(関係書類の整備・保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、その証拠書類等を整理して、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならぬ。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の日進市農林業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の日進市農林業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の日進市農林業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月3日から施行し、改正後の日進市農林業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成27年4月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日要綱第32号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日要綱第24号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年5月29日要綱第40号)

この要綱は、令和2年5月29日から施行する。

附 則(令和3年1月20日要綱第4号)

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和3年1月20日から施行する。

附 則(令和4年3月28日要綱第19号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

	事業名	補助対象経費(事業内容)	補助率又は定額	限度額	備考
--	-----	--------------	---------	-----	----

1 農業振興事業	園芸農産振興対策事業	愛知県園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱に準ずる。	愛知県園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱に準ずる。	—	—
	生産調整推進事業	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年12月14日法律第113号) 及び農林水産省制定の「需要に応じた米生産の推進に関する要領」が定める米の生産調整の推進のため、生産調整方針に参加し、地目が田の水田に 別表第2 に掲げる転作物の作付け等を行った農業者に対し、生産調整方針の作成者を通じて補助を行う。ただし、農振農用地区域外の田は助成の対象外とする。また、水稻作付田の一部を転作する場合、面積300m ² 未満は助成の対象外とする。	別表第2 による	—	
農業団体活動費補助事業	(1) 営農組合活動実施事業 市内の営農組合が実施する地域営農に必要な行動、行政事務に協力する活動、地域・営農環境を保全する活動等に要する経費	①均等割 50,000円 ②行政が依頼する書類の配布・回収及び記載指導手数料(年3回) 配布戸数×700円 ③営農組合が自ら行う共同活動に対する補助 活動参加人数×1,700円及び活動に要した諸経費	4,000,000円 (1組合あたりの限度額200,000円)		
	(2) 産直市実施事業 市民と農業の交流を目的として農畜産物を自ら生産し、販売する産直市を実施する団体であって、市が別に定める公募要領に従って選定したものが実施する当該産直市の実施に要する経費	事業に要した経費の2/3以内	100,000円		
	(3) 伝統料理等継承事業 伝統料理等地域農業文化の継承及び地産地消に関する事業を実施する団体であって、市が別に定める公募要領に従って選定したものが実施する当該事業の実施に要する経費	事業に要した経費の2/3以内	100,000円		
地域農業振興事業	あいち尾東農業協同組合、認定農業者、人・農地プラン(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) 第26条第1項)の規定により市が公表しているものをいう。)に位置付けられた中心経営体である農事組合法人又は農地所有適格法人が地域農業の振興に資することを目的とした次に掲げる経費 (1) 農業用機器を導入するために要する経費 (2) 業務の経理に要する経費として市長が認めたもの	(1) 事業に要した経費の1/4以内 (2) 事業に要した経費の1/2以内	(1) 2,000,000円 (2) 150,000円	(2) の補助金の交付は、1団体につき団体立て上げから5年内とする。	
環境保全型農	環境保全型農業直接支払交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22	別表第3 による	—		

業直接支払事業	生産第10953号農林水産事務次官依命通達)に基づく交付金の交付に要する経費		
特產品等の開発、販路拡大事業	市内在住の農業者が自己の生産する農産物を販売等するために要する経費 (1) 新たな加工品の開発や既存品の組み合わせ等による新商品開発 (2) 販売店頭や物産展等への出店による認知度アップや販路拡大 (3) 前各号に掲げるものほか、販売強化に必要な活動として市長が認めるもの	事業に要した経費の9／10以内 ただし、千円未満の額を切り捨てる。	
水田農業経営所得安定対策推進事業	経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。)第2の2の(2)に定める組織が、同要綱第3の1の(2)及び第3の2に掲げる事業を行うために要する経費	定額	—
難防除病害虫等対策事業	防除することが難しく、被害の拡大が懸念される病害虫の発生に対し、あいち尾東農業協同組合が防除等の対策に要する経費	事業に要した経費の1／2以内	—
2 畜産振興事業	畜産振興対策事業 愛知県畜産振興対策事業補助金交付要綱(昭和58年4月1日制定58畜第212号)に準ずる。 畜産公害対策事業 —	愛知県畜産振興対策事業補助金交付要綱に準ずる。	
3 林業振興事業	森林造成等事業 — 林業振興事業 —		

別表第2(別表第1関係)(生産調整推進事業の補助額)

態様	作物名	補助額 (円／10a)
一般作物	大豆	9,000
一般作物	地力増進作物・花き・麦・そば	9,000
一般作物	飼料作物	3,000
特例作物	野菜類	9,000
多面的機能水田	景観形成作物(コスモス)	5,000

別表第3(別表第1関係)(環境保全型農業直接支払事業の補助額)

対象活動(化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と組み合わせものに限る。)	国の環境保全型農業直接支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの単価
有機農業(そば等雑穀、飼料作物以外)	12,000円
炭素貯留効果の高い有機農業(そば等雑穀、飼料作物以外)	14,000円
有機農業(そば等雑穀、飼料作物)	3,000円

炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用	4,400円
カバークロップ	6,000円
リビングマルチ(小麦、大麦等以外)	5,400円
リビングマルチ(小麦、大麦等)	3,200円
草生栽培	5,000円
不耕起播種(小麦、二条麦、六条麦、はだか麦及び大豆のみ)	3,000円
長期中干し(水稻のみ)	800円
秋耕(水稻のみ)	800円

第1号様式(第3条関係)